

第2回地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会資料

目次	ページ
1 地方独立行政法人中期目標について	・・・ 1
2 地方独立行政法人長崎市立病院機構中期目標（案）	・・・ 3
3 地方独立行政法人長崎市立病院機構中期目標（案）の概要	・・・ 8

長 崎 市

平成23年7月

1 地方独立行政法人中期目標について

(1) 中期目標の意義

地方独立行政法人制度では、市長から地方独立行政法人に対し法人が達成すべき業務運営の目標を「中期目標」により指示し、法人がこの「中期目標」に基づいて「中期計画」を作成し、これに基づき計画的に業務を行う仕組みとなっている。

また、中期目標期間終了時には、「中期目標」の達成状況について評価委員会の評価を受けることとなっている。

《中期目標の意義》

(1)地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針

(2)地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準

特に(1)については、法人の自主性・自律性を尊重する地方独立行政法人制度の中で、業務について市長から法人に対して直接指示する唯一の手段であることを勘案すると、当該期間中に市長として法人に達成を期待する目標を明確に記載する必要がある。

なお、「指示」とは、ある機関が関係の機関等に対し、方針・基準等を示し、これらを実施させることを意味する用語であり、この指示により、地方独立行政法人は、「中期目標」の達成を目指して、その業務を実施する義務を有することとなる。

(2) 中期目標の期間

中期目標の期間は、3～5年の間で市長が定めることになっている。中期目標期間を3～5年としているのは、一定の目標に従って業務運営を自律的かつ自発的に行わせるためには、短期の目標では自主性の発揮が期待できず、長期の目標では社会その他の変動により大きく目標を変更する必要がある出てくるとことや、業務運営についての評価も困難になることなどから、法人の自主性・自律性が発揮され、ある程度社会その他の変動が予測しうるような中期的な期間が適切と考えられるためである。

(3) 中期目標と中期計画の関係

	中期目標	中期計画
市と法人の関係	中期目標は、市長が作成し、法人へ指示する。	法人は、中期目標に基づいて中期計画を作成し、市長の認可を得て、計画的に義務を遂行していく。
規定する内容	≪地方独立行政法人法第25条≫ ①中期目標の期間（3年～5年） ②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ③業務運営の改善及び効率化に関する事項 ④財務内容の改善に関する事項 ⑤その他業務運営に関する重要事項	≪地方独立行政法人法第26条≫ ①住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ③予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 ④短期借入金の限度額 ⑤重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ⑥剰余金の使途 ⑦料金（法第83条第2項） ⑧その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
手続	≪作成の手続き（市が作成）≫ ①評価委員会の意見聴取 ②議会の議決 ③法人への指示 ④公表	≪認可の手続き（法人が作成）≫ ①評価委員会の意見聴取 ②議会の議決 ③市長の認可 ④公表

【地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）】

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 地方独立行政法人長崎市立病院機構中期目標（案）

長崎市立市民病院及び長崎市立病院成人病センターは、長崎市における中核的な医療機関として、高度医療、救急医療、感染症医療などを率先して担当し、公立病院として役割を果たすとともに医療水準の維持向上に努めてきた。

しかし、長崎市立病院は、設備類の経年劣化による老朽化等により医療機能の維持が難しくなっているため、多様化する市民の医療に対するニーズに応えるとともに、近年の医療技術の進歩に適切な対応を図るため、長崎市立市民病院と長崎市立病院成人病センターを集約し、平成26年2月の第一期開院、平成28年5月の全面完成を目指し新市立病院の建設を進めているところである。

こうした中、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応し、地域の医療機関及び市と連携して、長崎市における医療の提供、医療に関する研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の生命及び健康を守ることを目的として、地方独立行政法人長崎市立病院機構を設立することとした。

地方独立行政法人長崎市立病院機構においては、次に示す3つの使命を実行し、市民に愛され、信頼される病院になることを強く期待する。

- 1 地域の医療機関との連携をさらに密にし、最新の医療を実践できる体制を整備するとともに、日々改善に努め、医療に対する透明性の確保を図ることにより、長崎市及び周辺地域に生活の基盤をおく住民が、満足し、かつ、安心できる高度医療を提供すること。
- 2 先進医療など市立病院において特徴的な医療目標を掲げ、社会に貢献するとともに、医療の効率化を図り、職員にとって働きがいのある病院を構築することにより、職員一人一人が、そこで働くことに誇りを持てるようにすること。
- 3 健全な経営の質を担保し、持続可能な経営基盤を確立すること。

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 診療機能の充実

(1) 高度・急性期医療の充実

ア 救急医療体制

救急医療機関として、他の医療機関や消防局との連携を図り、地域住民が安心できる救急医療体制の充実を図ること。

新市立病院においては、救命救急に係る体制を整備し、軽症救急患者から緊急手術等を必要とする重症・重篤な患者を幅広く受け入れるための救急医療体制を整備すること。

イ 高度・専門医療

3大疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞）等に対応するため、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、地域の中核的基幹病院として使命を果たすこと。

ウ 周産期医療

地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、小児・周産期医療を充実させ、住民が安心できる医療体制を整備すること。

(2) 他の医療機関との連携強化

ア 地域医療支援病院の機能向上

地域の医療機関との機能分担により、病病・病診連携体制を構築し、地域ネットワークの中心的役割を担うこと。

イ 診療情報の共有化

電子カルテシステムをはじめとした医療情報システムを最大限に活用し、院内及び他の医療機関との診療情報の共有化を図ること。

(3) 安心安全で信頼できる医療の提供

ア 情報の共有化とチーム医療の推進

医師、看護師、コメディカル等が関わる医療情報の一元管理を図り、各医療スタッフが共通認識の下でチーム医療を推進すること。

イ 医療安全対策の充実

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

ウ 院内感染防止対策の実施

院内感染防止に関する教育、訓練、啓蒙を徹底するとともに、問題点を把握し改善策を講ずる等の院内感染防止対策を確実に実施すること。

(4) 市立病院としての機能発揮

ア 災害拠点病院の機能向上

災害発生時において行政や他の医療機関と連携し、災害拠点病院として患者の受け入れを行うとともに、医療救護活動等を実施すること。

イ 結核、感染症、透析医療の堅持

結核及び感染症医療については、民間医療機関では対応が困難なことから、今後も引き続き現在の役割を堅持すること。

また、透析医療についても引き続き実施すること。

ウ 県・市の福祉保健部門等との連携推進

県・市の福祉保健部門をはじめとした関係機関と連携し、必要な医療の提供と市民の健康増進を図ること。

エ 幅広い医療の提供

市民病院においては、長崎の玄関口となる長崎港に接する立地であることから、国際観光都市として、国内船・国際船の入港により長崎を訪れる外国人観光客等の患者を積極的に受け入れる体制を整えること。

2 人材の適正配置と育成強化

(1) マグネットホスピタルとしての機能発揮

ア 医療スタッフの適正配置

医療水準の維持・向上を図るため、医師をはじめとした医療スタッフの適正配置に努めること。

また、様々な施策を実施し、研修医の確保に努めること。

イ 適正な人材評価による処遇改善

職員が働きやすい環境整備を整えるとともに、職員の業績・能力を公正かつ適正に評価する制度の導入を検討すること。

ウ 職員採用の柔軟化

多様な採用形態の検討や、採用手続きの柔軟化・迅速化に努めること。

(2) 医療スタッフの育成

ア 研究・研修事業の強化

臨床研究、治験の体制を整備するとともに、医療職等の専門性の向上を図るた

め研修制度の充実に努めること。

イ 資格取得に対する支援強化

医療職等の資格取得に対する支援の強化に努めること。

3 住民・患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

電子カルテをはじめとした医療情報システムを最大限に活用し、患者中心の医療の提供を行うとともに、看護体制を充実するなど、きめ細やかな患者サービスの実施に努めること。

(2) 住民・患者への適切な情報発信

市立病院の役割や機能等について、パンフレット、ホームページ等を活用し、適切な情報提供を積極的に行うこと。

(3) 患者ニーズへの対応の迅速化

患者ニーズをいち早く把握し、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。

(4) 職員の接遇向上

患者、地域住民から信頼される病院であり続けるため、職員一人一人が周囲の人を癒す気持ちを持ち続けるとともに、接遇の向上に努めること。

(5) ボランティアとの協働

ボランティア活動の行いやすい環境を整備するとともに、ボランティアとの連携を推進し、患者サービスの向上に努めること。

4 適正な情報管理と情報公開

個人情報の保護及び情報公開については、法令、市の条例等に基づき適正に対応すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織体制の充実・連携強化

(1) PDCAサイクルの徹底による業務評価の推進

目標管理制度を活かし、目標及び計画に対する成果の検証を迅速に行い、成果を継続して伸ばしていく柔軟な対応を図ること。

(2) 事務部門のレベルアップ

事務部門のスタッフについては、計画的にプロパー職員の採用を行い、病院事務の専門性の向上及び育成強化を図ること。

2 収益の確保と費用の縮減

(1) 収益の確保

適正な病床利用率を維持し、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の未然防止や回収等による収入確保を図ること。

(2) 費用の縮減

弾力的に運用できる会計制度を有効に活用し、具体的な縮減策を導入して費用の縮減に努めるとともに、人件費、材料費、経費の医業収益に占める割合の適正化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

持続可能な経営基盤の確立

市立病院の使命を果たすため、取り組むべき課題を明確にし、効率的な病院経営に努めるなど、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

新市立病院に向けた取り組み

新市立病院については、平成26年2月の第一期開院を目指して「長崎市新市立病院整備基本計画」に基づき確実に事業を進めていくこと。